

やまなしの森づくり・CO₂ 吸収認証制度実施要領

平成20年12月1日 み自第1740号

第1 趣旨

この要領は、山梨県内における企業、団体の森づくりへの参加を促進するとともに、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とするために実施する CO₂ 吸収量の認証について必要な事項を定める。

第2 認証対象者

CO₂ 吸収認証の対象者は、森林所有者と森林整備に関する協定等(以下「協定」という。)を締結し、県内で計画的に森づくり活動を行う企業、団体(以下「対象者」という。)とする。

第3 認証対象事業

CO₂ 吸収認証の対象となる事業は、協定に基づき実施する植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐等(以下「対象事業」という。)とする。

第4 認証対象森林及び面積

CO₂ 吸収認証の対象とする森林は、対象者による森づくり活動が行われている森林(以下「対象森林」という。)とし、認証対象面積は、当該年度に対象事業を行った面積(以下「対象面積」という。)とする。

第5 認証の期間

CO₂ 吸収認証は、1年間の吸収量について行う。

第6 吸収量の算定

認証する CO₂ 吸収量は、蓄積変化法により算定することとし、算定方法については別に定める。

第7 認証の手続き等

- (1) 認証を受けようとする対象者は、対象事業を実施する1ヶ月前までに、県に対して CO₂ 吸収認証の申請(別紙様式1)を行う。
- (2) 県は、認証申請の内容を確認するとともに、対象森林、対象面積について現地での確認を行う。
- (3) 認証の申請を行った対象者は対象事業終了後、県に実績報告書(別紙様式2)を

提出する。

- (4) 県は、実績報告の内容を確認するとともに、対象森林、対象面積について現地での確認を行った後、CO₂吸収量を算出し、認証の可否及び認証するCO₂吸収量を決定のうえ証書を交付する。
- (5) 県は、上記(2)及び(4)における現地確認を当該現地確認に必要な技術を有すると認めるものに行わせることができるものとする。

第8 証書の交付

- (1) 証書の様式は別途定める。
- (2) 証書の記載内容は、対象者、対象森林(森林の名称)、対象事業、対象面積、対象事業実施期間、CO₂吸収量とする。
- (3) 県は、対象者に証書を交付したときは、対象者が協定を締結した関係者に、その内容を通知する。
- (4) 対象者は、交付された証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。
- (5) 証書の発行手数料は無料とする。

第9 広告・宣伝への利用

対象者は、証書の内容を広く広報宣伝活動に利用することができる。
なお、他の制度、計画等が、この制度の認証を活用することを妨げない。

第10 その他

この要領に定めのないものについては、別途、知事が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月10日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 (住所)
(代表者氏名)

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証申請書

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度実施要領第7に基づき、森づくり活動によるCO₂吸収量の認証を申請します。

- 1 森林の位置 (森林の名称)
- 2 活動事業の内容
- 3 活動実施面積
- 4 活動実施予定期間
- 5 添付書類
森林位置図、活動計画書、現地状況写真、協定書の写し
その他必要な書類

(様式2)

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 (住所)
(代表者氏名)

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証実績報告書

やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度実施要領第7に基づき、平成 年
月 日付けで申請した認証対象事業について、以下のとおり実績を報告します。

- 1 森林の位置 (森林の名称)
- 2 活動事業の内容
- 3 活動実施面積
- 4 活動実施年月日
- 5 添付書類
森林位置図、活動実績報告書、現地状況写真
その他必要な書類